



長崎県公報

目 次

◎ 条 例

- 一般職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例
- 長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例
- 長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例の一部を改正する条例
- 長崎県畜産関係手数料条例の一部を改正する条例
- 長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例
- 長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例
- 長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
- 長崎県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 所管課（室）名
- 人 事 課
 - 障 害 福 祉 課
 - 水産加工流通課
 - 畜 産 課
 - 港 湾 課
 - 住 宅 課
 - 警察本部警務課
 - 警察本部交通規制課

条 例

一般職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和5年7月7日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第16号

一般職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例

（一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第1条 一般職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年長崎県条例第83号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|-----|---|
| | <p><u>（防疫等作業手当の特例）</u></p> <p><u>第5条の2 職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて、次の各号に掲げる作業に従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、前条の規定は適用しない。</u></p> <p><u>(1) 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある患者（以下この条において「対象者」という。）に接して行う作業に従事したとき。</u></p> <p><u>(2) 対象者が使用した物件の処理作業に従事したとき。</u></p> <p><u>(3) 対象者が現に集団で滞在している施設内に勤務時間の大部分をとどまって行う作業に従事したとき。</u></p> |

| | |
|--|--|
| | <p>(4) 作業の性質・態様に照らし、感染の危険性及び勤務環境の特殊性による精神的緊張が前3号に相当すると認められる作業に従事したとき。</p> <p>2 前項の手当の額は、作業1日につき、4,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。</p> |
|--|--|

(警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年長崎県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|-----|---|
| | <p><u>（新型コロナウイルス感染症に係る特殊作業手当の特例）</u></p> <p><u>第5条の2</u> 警察職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）に係る警察業務であって、次の各号に掲げる作業に従事したときは、作業1日につき、4,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を支給する。</u></p> <p><u>(1) 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある患者（以下この条において「対象者」という。）に接して行う作業に従事したとき。</u></p> <p><u>(2) 対象者が使用した物件の処理作業に従事したとき。</u></p> <p><u>(3) 作業の性質・態様に照らし、感染の危険性及び勤務環境の特殊性による精神的緊張が前2号に相当すると認められる作業に従事したとき。</u></p> |

(災害派遣手当等に関する条例の一部改正)

第3条 災害派遣手当等に関する条例（平成5年長崎県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号。以下「大規模災害復興法」という。）第56条第1項に規定する災害派遣手当、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第154条に規定する武力攻撃災害等派遣手当並びに<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「新型インフルエンザ法」という。）第26条の8に規定する特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>（以下「災害派遣手当等」という。）の支給について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(災害派遣手当等の支給)</p> <p>第2条 派遣職員（災害対策基本法第32条第1項に規定する災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員、大規模災害復興法第56条第1項に規定する復興計画の作成等のため派遣された職員、国民保護法第154条に規定する国民の保護のための措置の実施のため派遣された職員及び<u>新型インフルエンザ法第26条の8に規定する特定新型インフルエンザ等対策の実施のため派遣された職員</u>をいう。）がその住所又は居所を離れて長崎県の区域に滞在することを要す</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号。以下「大規模災害復興法」という。）第56条第1項に規定する災害派遣手当、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第154条に規定する武力攻撃災害等派遣手当並びに<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「新型インフルエンザ法」という。）第44条に規定する新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>（以下「災害派遣手当等」という。）の支給について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(災害派遣手当等の支給)</p> <p>第2条 派遣職員（災害対策基本法第32条第1項に規定する災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員、大規模災害復興法第56条第1項に規定する復興計画の作成等のため派遣された職員、国民保護法第154条に規定する国民の保護のための措置の実施のため派遣された職員及び<u>新型インフルエンザ法第44条に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員</u>をいう。）がその住所又は居所を離れて長崎県の区域に滞在することを要す</p> |

| | |
|------------------------------------|------------------------------------|
| るときは、当該派遣職員に対し災害派遣手当等を支給する。 2 略 | るときは、当該派遣職員に対し災害派遣手当等を支給する。 2 略 |
|------------------------------------|------------------------------------|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和5年法律第14号）附則第1条本文の規定による施行の日から施行する。

長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月7日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第17号

長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

（長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第1条 長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第76号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>（職員配置）</p> <p>第93条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(5) 略 2～9 略</p> | <p>（職員配置）</p> <p>第93条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(5) 略 2～9 略</p> |

（長崎県立児童福祉施設条例の一部改正）

第2条 長崎県立児童福祉施設条例（昭和26年長崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | |
|---|------------------------------|--|----|------------|------------------------------|--|---|----|----|----|------------|------------------------------|--|
| <p>（障害児入所施設における障害児入所支援等）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 長崎県立こども医療福祉センターにおいて障害児入所支援等を受ける者又は保護者は、次の表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害児入所施設使用料</td> <td>児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援に係るもの</td> <td>児童福祉法第24条の2第2項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に受けた同条第1項に規定する指定入所支援に要した費用（同項に規定する入所</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 区分 | 金額 | 障害児入所施設使用料 | 児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援に係るもの | 児童福祉法第24条の2第2項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に受けた同条第1項に規定する指定入所支援に要した費用（同項に規定する入所 | <p>（障害児入所施設における障害児入所支援等）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 長崎県立こども医療福祉センターにおいて障害児入所支援等を受ける者又は保護者は、次の表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害児入所施設使用料</td> <td>児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援に係るもの</td> <td>児童福祉法第24条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に受けた同条第1項に規定する指定入所支援に要した費用（同項に規定する入所</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 区分 | 金額 | 障害児入所施設使用料 | 児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援に係るもの | 児童福祉法第24条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に受けた同条第1項に規定する指定入所支援に要した費用（同項に規定する入所 |
| 名称 | 区分 | 金額 | | | | | | | | | | | |
| 障害児入所施設使用料 | 児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援に係るもの | 児童福祉法第24条の2第2項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に受けた同条第1項に規定する指定入所支援に要した費用（同項に規定する入所 | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 区分 | 金額 | | | | | | | | | | | |
| 障害児入所施設使用料 | 児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援に係るもの | 児童福祉法第24条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に受けた同条第1項に規定する指定入所支援に要した費用（同項に規定する入所 | | | | | | | | | | | |

| | | | | | |
|------|--|---|------|--|---|
| | | 特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に受けた指定入所支援に要した費用の額) | | | 特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に受けた指定入所支援に要した費用の額) |
| | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する短期入所に係るもの | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に受けた同条第1項に規定する指定障害福祉サービスに要した費用（同条第1項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に受けた指定障害福祉サービスに要した費用の額) | | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する短期入所に係るもの | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に受けた同条第1項に規定する指定障害福祉サービスに要した費用（同条第1項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に受けた指定障害福祉サービスに要した費用の額) |
| | 略 | | | 略 | |
| 3及び4 | 略 | | 3及び4 | 略 | |

(長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)
 第3条 長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| (従業者) 第6条 略 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、 <u>喀痰吸引</u> その他 こども 家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。 (1)～(3) 略 3及び4 略 | (従業者) 第6条 略 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、 <u>喀痰吸引</u> その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。 (1)～(3) 略 3及び4 略 |

(長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)
 第4条 長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第70号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (定義) 第2条 略 (1) 略 (2) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)をいう。 | (定義) 第2条 略 (1) 略 (2) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)をいう。 |

(3) 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した後の額及び令第42条の2の規定により読み替えられた法第58条第3項第1号に規定する指定療養介護医療（以下「指定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する主務大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除した後の額の合計額をいう。

(4)～(6) 略

(従業者)

第6条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章、第204条の12及び第204条の20第2項において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）第5条第1項のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節及び第4節において同じ。）の員数、その算定方法等の基準は、規則で定める。

2 略

(従業者)

第45条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（基準該当居宅介護の提供に当たる者として基準省令第44条第1項のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるものをいう。）の員数、その算定方法等の基準は、規則で定める。

2 略

(利用者負担額等の受領)

第56条 略

2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する主務大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。

3～5 略

(利用者負担額に係る管理)

第57条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する主務大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護

(3) 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した後の額及び令第42条の2の規定により読み替えられた法第58条第3項第1号に規定する指定療養介護医療（以下「指定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除した後の額の合計額をいう。

(4)～(6) 略

(従業者)

第6条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章、第204条の12及び第204条の20第2項において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）第5条第1項の厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節及び第4節において同じ。）の員数、その算定方法等の基準は、規則で定める。

2 略

(従業者)

第45条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（基準該当居宅介護の提供に当たる者として基準省令第44条第1項の厚生労働大臣が定めるものをいう。）の員数、その算定方法等の基準は、規則で定める。

2 略

(利用者負担額等の受領)

第56条 略

2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。

3～5 略

(利用者負担額に係る管理)

第57条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養

| | |
|--|--|
| <p>医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除した後の額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。</p> <p>（従業者）</p> <p>第118条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項のサービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として基準省令第127条第3項の<u>子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣</u>が定めるものでなければならない。</p> <p>4 略</p> | <p>介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除した後の額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。</p> <p>（従業者）</p> <p>第118条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項のサービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として基準省令第127条第3項の<u>厚生労働大臣</u>が定めるものでなければならない。</p> <p>4 略</p> |
|--|--|

（長崎県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第5条 長崎県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。</p> <p>(3)～(5) 略</p> | <p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。</p> <p>(3)～(5) 略</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月7日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第18号

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例の一部を改正する条例

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例（令和2年長崎県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-------------|---------|----|---|--|--|----------------|-------------|---------|---|----|----|----|---|--|--|------|--|--|
| <p>別表（第10条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 30%;">単位</th> <th style="width: 40%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>立替区画使用料（卸売場西棟）</td> <td>1区画当たり1月につき</td> <td style="text-align: right;">66,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> | 区分 | 単位 | 金額 | 略 | | | 立替区画使用料（卸売場西棟） | 1区画当たり1月につき | 66,000円 | <p>別表（第10条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 30%;">単位</th> <th style="width: 40%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考 略</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 単位 | 金額 | 略 | | | 備考 略 | | |
| 区分 | 単位 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 立替区画使用料（卸売場西棟） | 1区画当たり1月につき | 66,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 単位 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 備考 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

附 則

この条例は、令和5年9月1日から施行する。

長崎県畜産関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月7日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第19号

長崎県畜産関係手数料条例の一部を改正する条例

長崎県畜産関係手数料条例（平成12年長崎県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | | | | | | 改正前 | | | | | |
|-----------|--|--------------------------|--|--|--|-----------|--|-----------------|--|--|--|
| 別表（第2条関係） | | | | | | 別表（第2条関係） | | | | | |
| 番号 | 事務の名称 | 手数料の名称 | 区分 | 単位 | 金額 | 番号 | 事務の名称 | 手数料の名称 | 区分 | 単位 | 金額 |
| 1～20 略 | | | | | | 1～20 略 | | | | | |
| 21 | 家畜伝染病 予防法（昭 和26年法律 第166号） 第3条の2 第1項に規 定する特定 家畜伝染病 防疫指針に 基づき知事 認定獣医師 及び登録飼 養衛生管理 者が行う豚 熱予防注射 に係る豚熱 予防液の管 理 | 豚熱予 防注射 液管理 手数料 | | 1頭 | 70円 | | | | | | |
| 22 | 家畜伝染病 予防法第4 条の2第5 項、第5条 第1項又は 第31条第1 項の規定に 基づく家畜 の検査（同 法第5条第 1項の規定 に基づく家 畜の検査に あつては、 監視伝染病 の発生を予 防するための ものに限る。） | 家畜検 査手数 料 | (1) ブルセ ラ症検査 (2) 結核検 査 (3) ヨーネ 病検査 (4) ピロプ ラズマ症 検査 (5) 馬伝染 性貧血検 査 (6) ひな白 痢検査 (7) 家畜寄 生虫検査 (8) みつば ち腐蛆病 検査 (9) その他 の検査 ア 家畜 | 1頭 1頭 1頭 1頭 1頭 1羽 1件 1群 | 300円 300円 600円 350円 1,200円 20円 350円 70円 550円 | 21 | 家畜伝染病 予防法（昭 和26年法律 第166号） 第4条の2 第5項、第 5条第1項 又は第31条 第1項の規 定に基づく 家畜の検査 （同法第5 条第1項の 規定に基づ く家畜の検 査にあつて は、監視伝 染病の発生 を予防する ためのもの に限る。） | 家畜検 査手数 料 | (1) ブルセ ラ症検査 (2) 結核検 査 (3) ヨーネ 病検査 (4) ピロプ ラズマ症 検査 (5) 馬伝染 性貧血検 査 (6) ひな白 痢検査 (7) 家畜寄 生虫検査 (8) みつば ち腐蛆病 検査 (9) その他 の検査 ア 家畜 | 1頭 1頭 1頭 1頭 1頭 1羽 1件 1群 | 300円 300円 600円 350円 1,200円 20円 350円 70円 550円 |

| | | | | | | | | | |
|---------|--|------|----|-----|---------|--|------|----|-----|
| | | イ 家禽 | 1羽 | 20円 | | | イ 家禽 | 1羽 | 20円 |
| 23～30 略 | | | | | 22～29 略 | | | | |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月7日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第20号

長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例

長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|--------------|------------|----------|--------------|------------|---------|
| 別表第4（第29条関係） | | | 別表第4（第29条関係） | | |
| 港湾名 | 港湾施設の種類の種類 | 港湾施設の名称 | 港湾名 | 港湾施設の種類の種類 | 港湾施設の名称 |
| 長崎港 | 略 | | 長崎港 | 略 | |
| | 浮棧橋及び駐車場 | 小江ボートパーク | 略 | | |
| 略 | | | | | |

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月7日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第21号

長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例

長崎県建築関係手数料条例（平成12年長崎県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | | | | | | 改正前 | | | | | |
|-------------|--|------------------------|---|----|--------|-------------|-------|--------|----|----|----|
| 別表第1（第2条関係） | | | | | | 別表第1（第2条関係） | | | | | |
| 番号 | 事務の名称 | 手数料の名称 | 区分 | 単位 | 金額 | 番号 | 事務の名称 | 手数料の名称 | 区分 | 単位 | 金額 |
| 1～76 略 | | | | | | 1～76 略 | | | | | |
| 77 | マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下この項及び次項において「法」という。）第5条の3第1項の規定に基づく管理計画の | マンション管理計画認定又は認定更新申請手数料 | (1) 法第5条の4各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が認めるものを添付する場合 | 1件 | 4,000円 | | | | | | |

| | | | |
|--|--|----|--|
| 認定の申請 又は法第5 条の6第1 項の規定に 基づく管理 計画の認定 の更新の申 請に対する 審査 | の適正 化の推 進に関 する法 律施行 規則（ 平成13 年国土 交通省 令 第 110号 ）第1 条の2 第1項 第2号 に規定 する長 期修繕 計画（ 以下こ の項及 び次項 におい て「長 期修繕 計画」 という 。）の 数が1 である 場合 | | |
| | イ 長期 修繕計 画の数 が2以 上であ る場合 | 同 | 4,000円に 1を超え る長期修 繕計画の 数に1,000 円を乗じ て得た額 を加算し た額 |
| | (2) その他 の場合 ア 長期 修繕計 画の数 が1で ある場 合 | 1件 | 29,000円 |
| | イ 長期 修繕計 画の数 が2以 上であ る場合 | 同 | 29,000円に 1を超え る長期修 繕計画の 数に16,000 円を乗じ て得た額 |

| | | | | | |
|------|-------------------------------------|--------------------|----------------------------------|----|---|
| | | | | | を加算した額 |
| 78 | 法第5条の7第1項の規定に基づく管理計画の変更の認定の申請に対する審査 | マンション管理計画変更認定申請手数料 | (1) 変更前の管理計画に係る長期修繕計画の数が1である場合 | 1件 | 14,500円 (ただし、長期修繕計画を追加する場合には、当該金額に当該追加する長期修繕計画の数に16,000円を乗じて得た額を加算した額) |
| | | | (2) 変更前の管理計画に係る長期修繕計画の数が2以上である場合 | | 14,500円に1を超える当該長期修繕計画の数に8,000円を乗じて得た額を加算した額(ただし、長期修繕計画を追加する場合には、当該金額に当該追加する長期修繕計画の数に16,000円を乗じて得た額を加算した額) |
| 備考 略 | | | | | 備考 略 |

附 則

この条例は、令和5年9月1日から施行する。

長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月7日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第22号

長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

長崎県警察関係手数料条例（平成12年長崎県条例第31号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | | | | | | 改正前 | | | | | |
|-------------------------|---------------------------|--------|--|----|-----------------|-------------------------|---------------------------|--------|--|----|-----------------|
| 別表第9 道路交通法関係手数料表（第2条関係） | | | | | | 別表第9 道路交通法関係手数料表（第2条関係） | | | | | |
| 番号 | 事務の名称 | 手数料の名称 | 区分 | 単位 | 金額 | 番号 | 事務の名称 | 手数料の名称 | 区分 | 単位 | 金額 |
| 1～23 略 | | | | | | 1～23 略 | | | | | |
| 24 | 法第108条の2第1項各号の規定に基づく講習の実施 | 講習手数料 | (1)～(14) 略 (15) 法第108条の2第1項第15号又は第16号に掲げる講習 | 1人 | 講習1時間について2,000円 | 24 | 法第108条の2第1項各号の規定に基づく講習の実施 | 講習手数料 | (1)～(14) 略 (15) 法第108条の2第1項第15号に掲げる講習 | 1人 | 講習1時間について2,000円 |
| 25及び26 略 | | | | | | 25及び26 略 | | | | | |
| 備考 略 | | | | | | 備考 略 | | | | | |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長崎県警察関係手数料条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申請等に係る手数料について適用し、施行日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

長崎県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月7日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第23号

長崎県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

長崎県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例（平成24年長崎県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(信号機に関する基準)</p> <p>第2条 信号機に関する法第36条第2項に規定する基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）又は特定小型原動機付自転車（<u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第17条第3項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。</u>）及び自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号</p> | <p>(信号機に関する基準)</p> <p>第2条 信号機に関する法第36条第2項に該当する基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者又は自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両又は路面電車（交差点において既に左折又は右折しているものを除く。）が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの</p> |

機及び当該他の信号機のいずれもが、車両又は路面電車
(交差点において既に左折又は右折しているものを除
く。)が当該道路を通行することができることとなる信
号を表示しないこととなるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行者

長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八九五)二二一四一

印刷所
印刷人

長崎県
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト